

# 新型コロナウイルス感染症による保険税（料）の減免制度

～国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免～

## 対象者は？

対象者A	対象者B
<b>全額免除</b>	<b>一部を免除</b>
新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯の方</u> で、 <u>次のすべてに当てはまる場合</u> ① 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少額が前年の10分の3以上であること ② 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 対象となる保険税（料）は？

令和3年度分保険税（料）	令和2年度分保険税（料）
納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されている保険税（料）	<u>令和2年度末に資格を取得したこと等により、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されている保険税（料）</u>

お問い合わせ先	(国民健康保険税)	町民課 賦課係	☎47-4683
	(介護保険料)	福祉課 介護保険係	☎47-4682
	(後期高齢者医療保険料)	福祉課 国民健康保険係	☎47-4682
		北海道後期高齢者医療広域連合	☎011-290-5601